

保険料決定のお知らせ

市広報6月号でお知らせしたとおり、平成20年4月から75歳以上の皆様の医療制度が「老人保健制度」から、「後期高齢者医療制度」に変わり、75歳以上の人すべてが保険料を負担することになります。

これに伴い、新医療制度の福井県の保険料が決定されました。保険料は、県内で同一となります。

均等割額
43,700円

+

所得割額
(率) 7.90%

保険料
(年額)

=

均等割額
被保険者全員が人数割りで負担する保険料額です。

所得割額
被保険者の所得に応じて負担する保険料額です。

問 市民課(☎88・8102)

ただし、所得の低い人は、世帯の所得水準に応じて保険料の均等割額が軽減されます。具体的事例については、左ページをご覧ください。

均等割額の軽減割合一覧表

軽減割合	世帯の総所得金額※が下記の金額以下の世帯
7割軽減	基礎控除額(33万円)
5割軽減	基礎控除額(33万円)+24.5万円×被保険者数(被保険者である世帯主を除く)
2割軽減	基礎控除額(33万円)+35万円×被保険者数

※世帯の総所得金額：被保険者およびその属する世帯の世帯主につき算定した総所得金額等の合算額
 ○賦課限度額(50万円)が設けられます
 ○基礎控除額などの金額は、税法改正などで変更される場合があります
 ○65歳以上の人の公的年金等に係る所得については、その所得から15万円を差し引いて判定します
 ○世帯主は後期高齢者医療の被保険者でない場合であっても、軽減判定の際には対象に含めます

前期高齢者医療制度の経過措置

70歳～74歳の人の医療費自己負担が1年間据え置きに

制度改正によって平成20年4月から、70歳～74歳の人のうち現役並みの所得がある人以外は、自己負担が2割に引き上げられることになっていましたが、平成20年4月～平成21年3月までの1年間は、自己負担が1割に据え置かれます。

現役並み所得者は3割のままです。

後期高齢者医療制度の経過措置

75歳以上の被扶養者の保険料

平成20年4月から9月までの6か月間は無料となり、平成20年10月から平成21年3月までの6か月は、被保険者割均等割が9割軽減された額となります。

【対象者】

75歳以上(注1)で、後期高齢者医療の被保険者になる日の前日(平成20年3月31日または75歳の誕生日の前日)において、被用者保険(注2)の被扶養者(注3)となっている人。

(注1) 65歳～74歳の人で、一定の障害認定を受けた人を含みます。

(注2) 政府管掌健康保険や、企業の健康保険、公務員の共済組合など、いわゆる「サラリーマン」の健康保険であり、国民健康保険は該当しません。

(注3) 昨年の制度改正では、被用者保険の被扶養者については、後期高齢者医療制度の被保険者となった日の属する月から2年間、被保険者所得割なし、均等割の5割軽減となっていました。今回の措置はそれに加えて行うものです。

軽減判定事例1

世帯主(78歳) 単独世帯の場合
年金収入 208万円

公的年金控除(120万円)※
雑所得 88万円

公的年金に係る判定控除(15万円)
基礎控除(33万円)

総所得金額(軽減判定)	基礎控除後の所得
後期高齢者(世帯主)の所得 73万円	55万円

均等割軽減判定

7割軽減	33万円以下
5割軽減	単独世帯の場合5割軽減なし
2割軽減	68万円以下
軽減なし	68万円を超える

所得による均等割の軽減なし

所得割額 55万円×7.90%

保険料		年間保険料	月保険料
均等割	所得割		
43,700円	43,400円	87,100円	7,258円

※公的年金控除：公的年金にかかる税金を計算する際の控除額。65歳以上の場合は、公的年金の合計が330万円未満なら120万円が控除額となり、330万円以上ならその金額ごとに控除額が異なります。

軽減判定事例2

世帯主(78歳) 単独世帯の場合
年金収入 201万円

公的年金控除(120万円)
雑所得 81万円

公的年金に係る判定控除(15万円)
基礎控除(33万円)

総所得金額(軽減判定)	基礎控除後の所得
後期高齢者(世帯主)の所得 66万円	48万円

均等割軽減判定

7割軽減	33万円以下
5割軽減	単独世帯の場合5割軽減なし
2割軽減	68万円以下
軽減なし	68万円を超える

所得による均等割の軽減2割
43,700円×(1-0.2)

所得割額 48万円×7.90%

保険料		年間保険料	月保険料
均等割	所得割		
35,000円	37,900円	72,900円	6,075円